

# 監 査 報 告 書

平成 26 年 5 月 23 日

学校法人聖泉学園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学校法人聖泉学園

監 事

高橋 進



監 事

安田 勝右衛門



監事は、私立学校法第 37 条第 3 項に基づき、学校法人聖泉学園の平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）の学校法人の業務及び財産の状況について監査を行った結果について報告いたします。

## 1. 監査方法

- (1) 業務監査については、理事会、評議員会に出席するほか、重要資料を閲覧して、学校法人聖泉学園の運営全般にかかる業務の執行状況を監査しました。
- (2) 会計監査については、友朋監査法人から監査の報告及び説明を受け、財務の適性執行並びに財産状況を監査しました。

## 2. 監査結果

学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを認めます。なお、以下の 2 点について業務改善の余地があるので検討されたい。また、必要に応じてフォローアップの監事監査を行うことがあります。

- (1) 外部団体等に法人の施設及び名称を継続的に使用させるときは、条件を明らかにした契約をすみやかに締結すること。
- (2) 近隣に競合大学が設置され厳しい経営環境に直面している。よって、大局的かつ戦略的な視点の課題を整理され、それを理事会および評議員会と共有して解決する行動を計画し、取り組みを推進されたい。

以 上